## 【受け入れ基準】

## 利用当日に満たしておく条件

条	件	①体温	39.0℃以上の高熱が持続しておらず、消耗していない
		②食欲	水分摂取・哺乳が可能で、脱水症状がなく、食事が可能
		③消化器症状	嘔吐はほぼ消失し、頻回・多量の下痢ではない
		④呼吸器症状	呼吸困難症状がない
		⑤その他	重篤になる危険性が低い

## 各種感染性疾患等の利用許可基準

麻疹	解熱後3日が経過すれば利用可能				
風疹	発疹の消失後は利用可能	学士/II / 本社 の 型			
水痘	すべての発疹が痂皮化すれば利用可能	=学校保健法の登 - 園・登校停止期間 - が過ぎれば利用可			
流行性耳下腺炎	耳下腺などの腫脹出現後5日が経過すれば利用可能				
咽頭結膜熱	主症状消失後2日が経過すれば利用可能				
流行性角結膜炎	感染の恐れがないと認められれば利用可能				
インフルエンザ	発症後4日を経過しかつ解熱していれば (=登園可能日の前日)利用可能				
溶連菌咽頭炎	抗菌薬の内服開始後利用可能				
マイコプラズマ感染症	利用可能				
RSウイルス感染症					
ヒトメタニューモウイルス					
感染症					
ヘルパンギーナ					
手足口病					
突発性発疹					
感染性胃腸炎	嘔吐、頻回・多量の下痢がなく、水分・食事が摂取できれば利用可能				
その他	骨折、捻挫等の外傷 など				

<sup>\*</sup>解熱とは原則として(解熱剤の使用なく)おおよそ37.5℃未満に解熱したこととしています。

## 預かりが不可能な場合

- ①感染性疾患(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎など)の急性期で、他児に感染する恐れが強い。
- ②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い。 血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している児など。
- ③39.0 度以上の発熱が続いている。
- ④嘔吐・下痢がひどく脱水症状(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がないなど)がある。
- ⑤咳がひどく、呼吸困難である (喘息発作を含む)。
- ⑥医師により受入れが不可能と判断された場合。
- ⑦新型コロナウイルス感染症及び濃厚接触者と判断された場合。
- ⑧その他、別に定める場合(随時ホームページに掲載)。

<sup>\*</sup>伝染性軟属腫(みずいぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、頭ジラミは利用可能ですが、申込時に保護者よりご連絡ください。